

平成23年度〔第33回〕入間万燈まつり一般出店要領

◎出店申し込み方法について

出店申し込みは、出店希望者（出店責任者）が、申し込みに必要な書類一式に出店料等を添え、期間内に出店部会へ申し込むこと。出店希望者、申込期間等は次のとおりとする。なお、申込期間外の申し込み及び、申し込みに必要な書類等が揃っていない場合は、申し込みを一切受け付けないので注意すること。

- 出店希望者（出店責任者）とは、まつり当日、出店時間の大部分を出店に直接参加し、かつ、出店に関する責任を負う者。

- 申込期間等

期 間 平成23年 8 月 15 日（月）～平成23年 8 月 19 日（金）

時 間 午前 9 時 00 分～午前 11 時 45 分

午後 1 時 00 分～午後 4 時 30 分

場 所 入間市商工会会議室（入間市産業文化センター3階）

- 申し込みに必要な書類等

- ・ 一般出店申込兼誓約書（要押印）
- ・ 道路使用許可申請書（通りへの出店のみ、2枚1組）
- ・ 出店責任者、出店副責任者の顔写真各2枚（平成22年7月以降に撮影したもの。サイズは、縦3.5cm×横2.8cmで、裏面に氏名を記入し、1枚は一般出店申込兼誓約書に貼付、もう1枚はそのまま提出）
- ・ 出店資格を確認できる証明書等の写し（出店責任者のものを1部。運転免許証、保険証、社員証または在勤（在学）証明書で市内住所が掲載されたもの。ただし、商工会会員を除く。）
- ・ 出店料、備品使用料（テント、コンセント等を申し込む場合）、道路使用許可申請料（通りへの出店者のみ）

※ 出店責任者が、止むを得ず申し込みに来られない場合は、代理人が申し込みをすることを認めることとする。

◎出店資格

入間市在住・在勤・在学者、入間市内の商工業者及び入間市内に事務所を置く団体。ただし、在勤・在学の資格で同一団体等から出店する場合は、団体・個人に係わらず、1件のみの出店とする。出店責任者については、満20歳以上の者とする。

◎一般出店者説明会の開催について

日 時 平成23年9月11日（日） 午後2時00分より

場 所 入間市産業文化センター ホール

※一般出店者説明会では、出店にあたっての詳細等の説明をするとともに、出店位置の決定（抽選）を行うので、出店責任者または出店副責任者が必ず出席すること。また、当日はこの要領と出店証を必ず持参すること。

なお、当説明会を欠席した場合は出店許可を取消すこともある。

※駐車場が狭いため、自動車での来場はなるべくご遠慮ください。

1. 出店目的

人と人との出逢い・絆を大切にし、まつりに積極的に参加することで、市民の力・まちの力が創る入間万燈まつりの一翼を担うこととする。また、商工業者は出店を通して消費者ニーズをとらえ、サービス精神と創造力を活性化させ、商工業の振興を図ることとする。

2. 出店部門

- (1) 味自慢倶楽部（個人・団体による飲食物販売）
- (2) 一坪市（フリーマーケット）
- (3) 夢アラカルト（その他似顔絵書等）
- (4) 商いじょうず（商工業者による物品販売）
- (5) 味な商い（商工業者による飲食物販売）

3. 出店時間等

- (1) 出店時間（出店者が出店活動できる時間）
平成23年10月22日（土） 午後 1 時30分～午後 8 時15分
平成23年10月23日（日） 午前 9 時30分～午後 4 時45分
- (2) 清掃タイム（まつり参加者が会場の清掃を行う時間）
平成23年10月22日（土） 午後 8 時30分～午後 8 時45分
平成23年10月23日（日） 午後 5 時00分～午後 5 時15分
- (3) 交通規制時間（まつり会場に車両の乗入が一切できない時間）
平成23年10月22日（土） 午後 0 時00分～午後 9 時00分
平成23年10月23日（日） 午前 9 時00分～午後 5 時30分
- (4) まつり開催時間
平成23年10月22日（土） 午後 1 時30分～午後 8 時30分
平成23年10月23日（日） 午前 9 時30分～午後 5 時00分

※ 各時間を厳守すること。

4. 出店基準（※今年度、出店料が見直されました。）

- (1) 出店者は出店料を1区画につき**5,000円**（彩の森入間公園内は原則**4,000円**）支払うものとする。ただし、万燈協賛者（出店の申込みが団体の場合はその団体、個人の場合はその出店責任者）は協賛金1口につき1区画出店料を免除する。

(2) けやき通りには植栽保護テーブル（コンポジットパネル）を設置するため、この通りの出店者はテーブル代として、1区画2,000円を支払うものとする。ただし、植栽保護テーブル非設置箇所については、この限りでない。

(3) 通りの出店者は、道路使用許可申請料として2,500円を支払うものとする。

(4) 区画面積は、幅3.6m×奥行2.7mで1出店1区画とする。ただし、入間市商工会会員は「商いじょうず」「味な商い」に限り、2区画まで出店することができる。

(5) テント、机、椅子等は各自用意し（実費で貸出も有り）、各自設営及び撤去するものとする。テント等の管理については、使用者が責任を持つこととする。

(6) 電気設備

① 照明については、照明用コンセントを1区画につき1口（300Wまで対応）を主催者が設置する。照明器具は、各自用意するものとする（電球以外は実費にて貸出有り）。

ただし、彩の森入間公園内については、原則、主催者が照明灯を設置する。

② 電気器具用コンセントは出店者の申し込み（有料）により、主催者が設置する。また、電気安全対策上、使用する電気器具と同数のコンセントを申し込み、1つのコンセントから2つ以上の配線をするを禁止すると共に、出店申し込み時に届け出た電気器具以外をコンセントにつなぐことを一切禁止する。更に、過負荷による停電防止及び安定した電力供給の為、消費電力の合計を1区画1,500W以内（照明用300W含まず）とする。なお、彩の森入間公園内については、原則、電気器具用コンセントの設置はしないものとする。

※ 電圧は100Vのみ。

(7) 出店区画・テントの設置等

① 出店区画については、一般出店者説明会で決まった区画に出店し、定められた区画から絶対にはみ出さないこと。特に、車道に出ての販売や呼び込み、車道への商品の陳列等は禁止する。

② テントの設置等については、出店者が行い、次のことを厳守すること。また、交通規制時間外は一般の通行者がいるため、特に留意すること（詳細は一般出店者説明会にて説明）。

● 22日（土）の交通規制時間前にテント等を設置しないこと。

● 出店区画が通りで、テントを設置する場合のテントの位置は、車道側いっぱいの歩道内とする。車道内にテントの足やテーブル等を出さないこと。

● 出店区画が通りの場合で、22日（土）の交通規制解除後、物品等を置いたままにする場合は、物品を車道側に寄せ歩行スペースを確保すること。また、安全確保のため、照明器具を設置している場合は照明器具を点灯したままにしておくこと。

● 強風等悪天候の場合は、テントをたたむこと。

(8) エコ容器の使用等

ごみ問題は、環境への負荷、温暖化などの地球環境問題を引き起こす要因のひとつとなっています。近年、特に問題となっているダイオキシン類などの有害化学物質も、利便性を優先させた商品の生産、消費等のライフスタイルによって生み出されたものです。ごみの減量等に向けた地域レベルでの早急な取り組みが必要とされています。入間万燈まつりにおいても、ゴミ処理の環境負荷低減、化石燃料の使用抑制など地球環境の保護に積極的に取り組んでいます。この取り組みを参加者全員で推進していくため、次のことを厳守すること。

- ① 飲食物を販売する出店者は飲食物を販売する際、エコ容器（紙製のもの）を極力使用すること。また、飲食物を販売しない出店者についても、賄い等で使い捨ての飲食容器を使用する場合は、エコ容器を極力使用すること。プラスチック、発泡スチロール等の容器は使用しないように努めること。
- ② (社)入間青年会議所が取り組んでいる「使用済み割り箸回収」に協力すること。

(9) 清掃タイムへの参加

会場は、道路、公園などの公共施設を利用しているため、参加者一人ひとりが注意し、会場の美化に努めること。このため、出店時間終了後は速やかに片付けをし、まつり開催時間終了後の15分間の清掃タイムに必ず参加し、清掃に協力すること。また、清掃範囲については出店区画とその周辺（前面道路及び植込み内等）とする。

※ 清掃タイム

平成23年10月22日（土） 午後 8 時 30分～午後 8 時 45分

平成23年10月23日（日） 午後 5 時 00分～午後 5 時 15分

(10) ゴミの処理

ゴミについては、原則持ち帰るものとする。ただし、ゴミを次のとおり分別し、指定されたゴミピットへ持参する場合はこの限りでない。

- ① 可燃ゴミ（生ゴミ、紙くず、串等）
- ② プラスチック・ビニール類（ソース・ケチャップの容器、発泡スチロールの箱等）
- ③ ダンボール（留め金ははずし、たたんでまとめる。）
- ④ ペットボトル
- ⑤ 缶類
- ⑥ ビン類
- ⑦ 木製の割り箸（竹串等を入れないこと。）

※ 出店に伴うゴミは、出店者の責任において処分すること。

※ 全て透明のゴミ袋を使用すること。

※ その他のゴミについては必ず持ち帰ること。

※ 油等を側溝に流したり、ビニールシートなどの粗大ゴミを道路等に放置しないこと。

※ 一般出店者説明会で配布したゴミ袋が不足した場合は、各自で用意すること。

(11) 物品の搬入・搬出

物品の搬入・搬出については、交通規制時間前後の短時間に多くの参加者が集中し、なおかつ、行わなければならない、さらに、一般の通行者・通行車両があることから、安全対策、モラルに基づき、次のことを厳守すること。

- ① 車両による搬入・搬出、物品の積み降ろしは極力短時間（5分以内）で行うこととし、積み降ろし後は車両を速やかに移動すること。また、逆駐車や二重駐車をしないこと。
- ② 道路を横切つての積み降ろしをしないこと。
- ③ 搬入した物品は、歩道内の車道側に寄せて置き、一般の歩行者の支障とならないようにすること。
- ④ 車両による搬出は、一定時間一方通行とし、会場道路の外側、内側で交互に行うこととする（詳細は一般出店者説明会にて説明）。

● 搬入時間

22日（土）	車両を使用する場合	午前10時30分～午前11時45分
	車両を使用しない場合	午前10時30分～午後1時30分
23日（日）	車両を使用する場合	午前8時00分～午前8時45分
	車両を使用しない場合	午前8時00分～午前9時30分

● 搬出時間

22日（土）	午後9時00分～午後10時00分
23日（日）	午後5時30分～午後6時30分

(12) 備品の貸出・返却

- ① 貸出備品の申し込みは、必ず使用料を添え、出店申し込みと同時に行なうこと。なお、申し込み後に内容の変更がある場合は出店部会まで申し出ること。ただし、平成23年9月16日（金）午後5時以降は変更できないものとする。
- ② 貸し出し中の備品の管理は、出店責任者の責任による。また、備品の借用、返却は出店者が行うこと。なお、備品の紛失、破損等した場合は、出店責任者が実費により弁償すること。
- ③ 出店申し込み時に申し込んだ備品の貸出・返却については、まつり当日、入間市産業文化センター地下駐車場にて、次のとおり行う（詳細は一般出店者説明会にて説明）。

● 貸出時間 22日（土）

車両での貸出	午前10時00分～午前11時30分
車両以外での貸出	午前11時30分～午後0時30分

● 返却時間 23日（日）

車両での返却	午後5時30分～午後6時30分
車両以外での返却	午後5時00分～午後6時30分

- (13) 出店を取り止めた場合、出店料・道路使用許可申請料・備品使用料等は返金する。ただし、平成23年9月16日（金）午後5時以降の取り止めについては、返金しないものとする。

※ テント、机、椅子、コンセント、照明用コードの貸し出しについては、後記の備品貸出要領を参照すること。

5. 出店位置の決定等について

- (1) 一坪市は、彩の森入間公園内への出店とする。
- (2) その他の出店部門は、けやき通り・ひばり通り・茶の花通りへの出店とする。ただし、申し込み件数が出店区画数を超えた場合は、彩の森入間公園内へも出店することとする。
- (3) 出店の位置決定は主催者が定めた抽選方法により決定する。その抽選は「一般出店者説明会」当日に行う。

6. 出店証について

- (1) 出店証は、出店申し込みが完了後、発行するものとする。
- (2) 出店証は、一般出店者説明会及び万燈まつり当日の出店者確認及び備品貸出・返却時に必要なものであり、常に携帯し、係員の指示がある時は、提示できるようにすること。また、紛失しないよう注意すること。

7. 道路使用許可について

道路使用許可については、所轄警察署が次の条件等により許可するので、出店申し込みにあたって留意すること。なお、道路使用許可証は、主催者が保管する。

● 許可条件

- 1 露店店舗は、風圧等により倒壊しないように確実に設置し、歩行者、車両等に危害を与えないような構造とすること。
- 2 許可の場所からはみ出さないこと。
- 3 許可時間終了後は、露店店舗を完全に撤去すること。
- 4 設置場所は、人家の出入口等の人の出入りに支障をきたさない場所とする。

● 遵守事項

- 1 露店店舗毎にそれぞれの責任者を定め、許可証に明示された現場責任者と違ってはならない。
- 2 自己の商売に関し、散乱した物を路上に放置することなく、清掃して原状回復を図ること。

8. その他

- (1) 出店申込書の内容と出店の実態が異ならないこと（名義貸しによる出店や、物販の申し込みで飲食物を販売する等）。
- (2) 飲食物を販売する出店の食品取扱者は、保菌検査（検便）を必ず受け、仮設食品店開設届を提出し、衛生管理に努めること（詳細は一般出店者説明会にて説明。検便容器、届出書は一般出店者説明会時に配布）。
- (3) 食材等（調味料等を含む）は必ず持ち帰ること。
※ 特に、22日（土）のまつり開催時間終了後は、絶対に置き去りにしないこと。

- (4) 市民まつりというイベントの秩序の保持、会場内の往来の確保のため、実行委員会が認めたもの以外は、「寄付、署名、勧誘行為」を禁止する。
- (5) 会場を汚さないよう心掛けること。特に油を使用する際は、予めシートを敷く等して気を付けること。また、汚した場合は、責任をもって清掃すること。
- (6) 出店中及び搬入搬出中の事故等は出店者の責任とし、主催者は一切責任を負わないものとする。
- (7) 出店者用駐車場として1出店1台分用意する(一般出店者説明会にて駐車許可証を配布。不要な場合は受付に返却。)
- (8) 新型インフルエンザ等の流行型感染症の蔓延や悪天候等により、万燈まつりの開催を中止等した場合、出店料等の返金はしないものとする。

9. 出店の取り消し等について

この要領に定められた事項を守れない出店者は、翌年度の出店ができないものとする。また、これらの者については、出店者名、違反事項等を公表する。

入間万燈まつり実行委員会

問い合わせ先

入間万燈まつり実行委員会出店部会

入間市商工会 入間市向陽台1-1-7 入間市産業文化センター3階
TEL 04-2964-1212

入間市役所商工課 入間市豊岡1-16-1
TEL 04-2964-1111

平成23年度〔第33回〕入間万燈まつり備品貸出要領

備品の貸し出し及び使用料について

次の5点の備品について、希望があれば実費にて貸し出しをする。

1. テント

サイズ 3.6m×2.7m
使用料 1張 5,250円(予定)

2. 机

サイズ 1.8m×0.7m
使用料 1台 1,050円(予定)

3. 椅子(折りたたみ式)

使用料 1脚 315円(予定)

4. コンセント

容量等 1口1器具で1区画1,500W以内(照明用300W含まず)

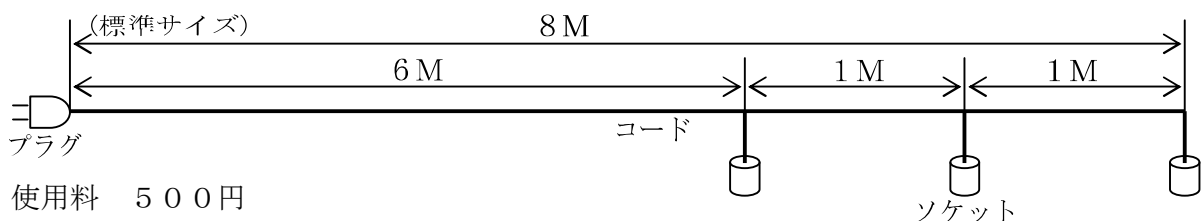
使用料 1口 1,000円

※ コンセントを申し込んだ場合は、コンセントと同数の延長コード(5m程度)を持参すること。

※ 1区画につき、照明用として1口(300Wまで対応)は主催者が設置する。ただし、彩の森入間公園を除く。

5. 照明用コード

仕様 プラグ・コード・ソケット3個(電球は各自用意。1ヶ100W以内で合計300W以内。)



6. 注意事項

- (1) テント等を持ち込みで用意する場合は、上記サイズ等を参考にすること。特にテントについては、上記サイズを超えるものは設置できないので注意すること。
- (2) 彩の森入間公園内で電気器具を使用する場合は、発電機等を用意すること。

問い合わせ先

入間万燈まつり実行委員会出店部会

入間市商工会 入間市向陽台1-1-7 入間市産業文化センター3階
TEL 04-2964-1212

入間市役所商工課 入間市豊岡1-16-1
TEL 04-2964-1111